

# 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情

平成28年1月29日

消費者庁

# 目次

---

---

1	現行の食品の産地表示	1
2	原料原産地表示対象品目拡大の推移	2
3	原料原産地表示のこれまでの検討経緯	3
4	本検討会開催の経緯	6
	(参考) 食品表示一元化検討会報告書 (抜粋)	7
	消費者基本計画 (抜粋)、食料・農業・農村基本計画 (抜粋)	8
	総合的なTPP関連政策大綱 (抜粋)	9

# 1 現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品には「原産地」を表示。加工食品については、国内製造品の一部には「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

## 生鮮食品 (義務表示事項)

名称、**原産地** 等



## 加工食品(義務表示事項)

名称、原材料名、添加物、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名及び住所 等  
上記に加えて、国内製造品の一部には、**原料原産地名**。輸入品には、**原産国名** 等

### 国内で製造したもの

### 輸入品

#### 原料原産地表示の 義務があるもの

#### 原料原産地表示の 義務がないもの

名 称 味付けカルビ  
 原材料名 **牛肉(〇〇産)**、醤油、砂糖、  
 みりん、にんにく  
 調味料(アミノ酸等)  
 内 容 量 100g  
 賞味期限 〇〇, 〇〇, 〇〇  
 保存方法 要冷蔵、10℃以下に保存  
 製 造 者 株式会社〇〇  
 東京都千代田区△△

名 称 ぎょうざ  
 原材料名 野菜(キャベツ、はくさい、に  
 ら、長ねぎ、しょうが、にんに  
 く)、豚肉、しょうゆ、でん粉、  
 砂糖、オイスターソース、ご  
 ま油、食塩、香辛料、皮(小  
 麦粉、でん粉、大豆油、粉末  
 状、植物性たん白、米粉、食  
 塩)  
 調味料(アミノ酸等)、乳化剤  
 内 容 量 560g  
 賞味期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 保存方法 直射日光・高温多湿をお避  
 けください。  
 製 造 者 株式会社〇〇  
 東京都千代田区△△

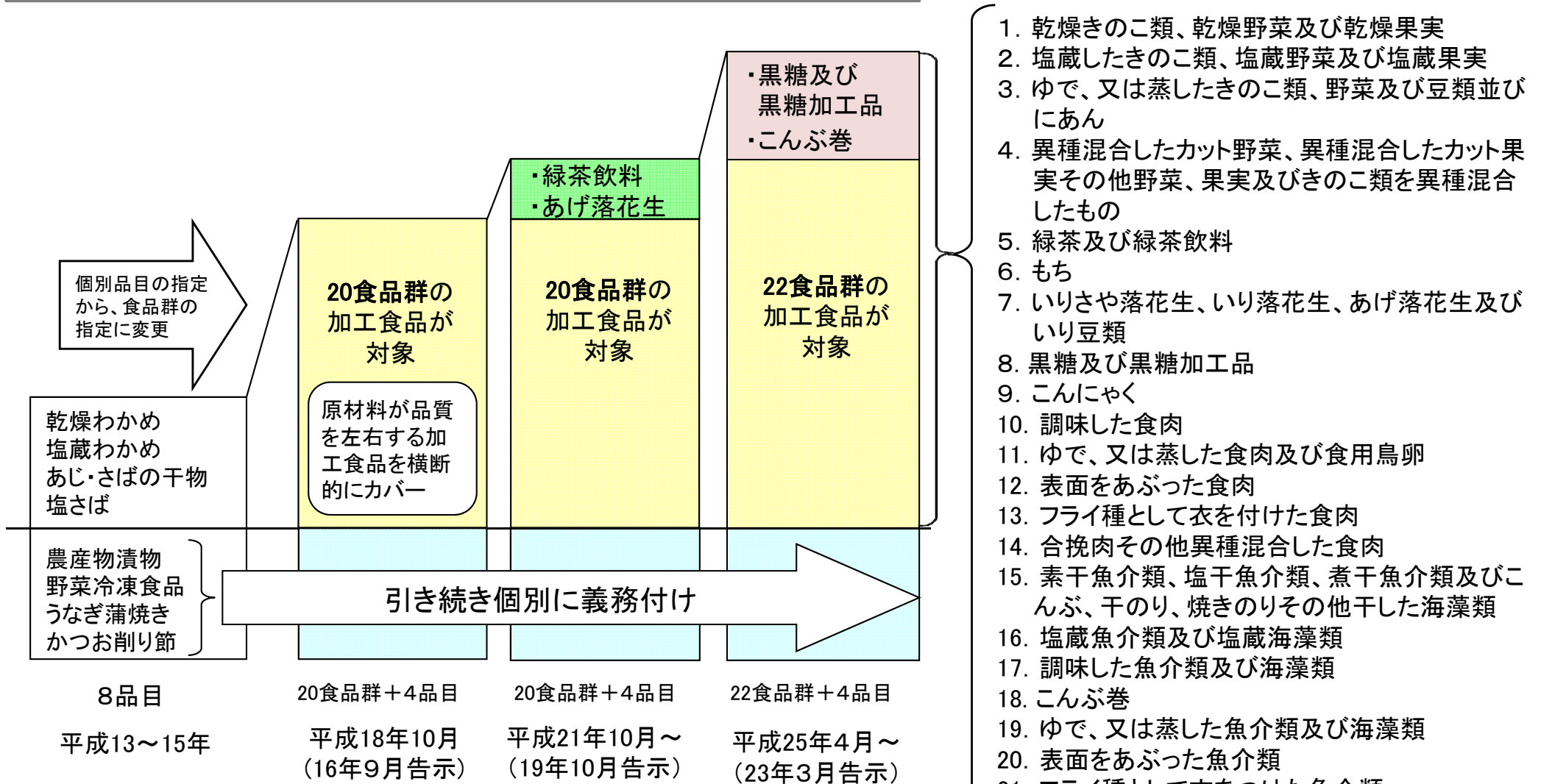
名 称 ぎょうざ  
 原材料名 野菜(キャベツ、はくさい、に  
 ら、長ねぎ、しょうが、にんに  
 く)、豚肉、しょうゆ、でん粉、  
 砂糖、オイスターソース、ご  
 ま油、食塩、香辛料、皮(小  
 麦粉、でん粉、大豆油、粉末  
 状、植物性たん白、米粉、食  
 塩)  
 調味料(アミノ酸等)、乳化剤  
 内 容 量 560g  
 賞味期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 保存方法 直射日光・高温多湿をお避  
 けください。  
**原産国名** **〇〇**  
 輸 入 者 株式会社〇〇  
 東京都千代田区△△

国内製造品にあつては、原  
 産国名「国産」と表示する義  
 務はない。

## 2 原料原産地表示対象品目拡大の推移

○ これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。

※22食品群



※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定

### 3 原料原産地表示のこれまでの検討経緯 ①

#### 8品目の表示義務化

平成12年3月  
「加工食品の原料原産地表示検討委員会」  
報告

原料原産地表示を行う品目の選定基準

- ①流通、消費段階で商品の差別化がされているか
- ②消費者に誤認を与えるような表示実態があるか
- ③他の方法では消費者の誤認を防ぐことは困難か
- ④原材料の原産地がある程度一定しているか
- ⑤表示を事後的に確認する手法・体制は十分か

平成12年12月～平成14年8月  
8品目につき、順次表示を義務化

- 農産物漬物、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、塩干魚類(あじ・さば)、塩蔵魚類(さば)、うなぎ加工品、かつお削りぶし、野菜冷凍食品

#### 20食品群の表示義務化

平成15年2月～7月  
食品の表示に関する共同会議(第3回、第5回～第8回)

- 原料原産地表示の対象品目選定の在り方及び表示方法について検討。
- 水産庁(水産物表示検討会)、冷凍食品業界、豆腐業界、漬物業界から意見聴取。

平成15年8月  
共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」公表

- 義務表示対象品目の選定については、以下の要件を満たす商品について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討すべき。
- ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ②製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

平成15年11月～平成16年2月  
農林水産省において、表示を義務付けるべき加工食品の「品目群リスト」を公表し、全国9箇所で開催ヒアリングを実施。

平成16年2月～4月  
食品の表示に関する共同会議(第13回～第15回)

- 「品目群リスト」に加除すべき品目、その他追加の要望のあった品目について検討。
- 日本茶業界から意見聴取。

平成16年9月 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

### 3 原料原産地表示のこれまでの検討経緯 ②

#### 緑茶飲料、あげ落花生の追加

平成17年7月～平成18年3月  
食品の表示に関する共同会議(第24回～第28回)

▶原料原産地表示の対象の見直しについて検討。

平成18年4月  
共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」公表

▶具体的な対象品目の見直しを行うに当たっては、共同会議報告書(平成15年8月)に記載された基本的な要件に基づき、製造及び流通の実態、消費者の関心、表示の定着状況等を踏まえて判断する。

平成18年6月～7月  
農林水産省において、パブリック・コメント手続きで追加要望があった品目のリストを提示し、公開ヒアリング(東京)、意見募集を実施。

平成18年9月～平成19年3月  
食品の表示に関する共同会議(第30回～第32回)

▶パブリック・コメント手続き等の結果を踏まえ、表示対象として追加する品目の候補(緑茶飲料、あげ落花生)について検討。

平成19年10月  
加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

#### 黒糖及び黒糖加工品、こんぶ巻の追加

平成20年7月 原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について検討開始

平成21年8月 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して[食品の表示に関する共同会議報告書]を取りまとめ【平成21年9月から消費者庁へ移管】

▶加工食品の原料原産地表示の対象品目を拡大する際の3つの課題(①頻繁な原材料産地の切り替えへの対応、②物理的スペースの制約、③原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応)を提示し、新たな表示方法((ア)切替え産地を列挙する可能性表示、(イ)「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示、(ウ)輸入中間加工品の原産地表示)の導入を検討  
▶義務対象品目選定の際の基本的な考え方について、「要件Ⅰ及び要件Ⅱを基本的に維持すべきものとする」とした。

平成22年2月～7月

▶消費者庁ウェブページや意見交換会を通じて原料原産地表示に関する意見を募集。  
▶消費者等の要望が多かった5品目(昆布巻、果実飲料、黒糖、鰹節、食用植物油)を中心に、流通実態調査を実施。

平成22年10月 準備の整った品目から品質表示基準改正案を添えて消費者委員会に諮問

平成23年3月 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

### 3 原料原産地表示のこれまでの検討経緯 ③

#### 消費者委員会での検討

平成23年1月～7月  
消費者委員会原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会(全6回)

- 食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や候補品目の選定方法等について改めて議論する必要があるのでは」との多数の意見があったことから、部会に調査会を設置。

平成23年7月  
「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」

- 今後の消費者庁における原料原産地表示拡大の検討に当たり、①基本的な考え方、②目的と進め方、③義務対象品目の選定要件の考え方、④新たな表示方法の実効性、⑤対象品目の選定方法、⑥食品表示一元化の中でさらに議論を深めるべき課題、について整理。

平成23年8月  
「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」

- 消費者委員会は、消費者庁が上記報告書の内容を踏まえ、必要な検討を進めることを求める。  
特に、食品表示の根本的な意義について幅広い議論を行い、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等を設定されることを期待する。

#### 食品表示一元化検討会での検討

平成23年9月～平成24年2月  
食品表示一元化検討会(第1回～第6回)

- 食品表示の一元化に向けた検討の中で、原料原産地表示制度の在り方についても検討。

平成24年3月  
食品表示一元化に向けた中間論点整理  
中間論点整理に関する意見交換会

- 検討会において議論された論点を整理。原料原産地表示の拡大についての主な考え方を示し、意見募集及び意見交換会を実施。

平成24年4月～8月  
食品表示一元化検討会(第7回～第12回)

- 意見交換等の内容を踏まえ、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。

平成24年8月  
「食品表示一元化検討会報告書」  
「加工食品の原料原産地表示に関する検討会における議論の経緯」

- 加工食品の原料原産地表示は、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当と整理。その在り方については、今後の検討課題として、さらに、検討を行うことが適当である。

## 4 本検討会開催の経緯

- ◆ 加工食品の原料原産地表示については、「食品表示一元化検討会報告書」(平成24年8月9日公表)において、今後の検討課題として、さらに、検討を行うことが適当とされたところ。
- ◆ 「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)においては、実態を踏まえた検討を行うべき個別課題とされ、また、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)では、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討するとされたところ。
- ◆ 「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)において、原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行うことが盛り込まれたところ。



# 【参考】食品表示一元化検討会報告書

食品表示一元化検討会報告書(平成24年8月9日公表)より抜粋

## 5 終わりに (中略)

また、新たな食品表示制度においては、本報告書で示された基本的考え方に従って検討することが適当であるが、次の事項については、現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、その在り方については、今後の検討課題として、さらに、検討を行うことが適当である。

### (1)加工食品の原料原産地表示

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示は、次の品目横断的な2要件に照らして対象品目を選定するという方法により、現行では22食品群及び個別の4食品が義務付けの対象とされている。

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

本検討会では、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。当該事項については、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である。

# 【参考】 消費者基本計画、食料・農業・農村基本計画

## 消費者基本計画（抜粋） （平成27年3月24日閣議決定）

### 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

#### 2 表示の充実と信頼の確保

##### (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

平成25年6月、従来の食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に規定されていた食品の表示に関する規定を一元化する食品表示法が成立し、平成27年4月より施行することとしている。

同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。

（以下略）

## 食料・農業・農村基本計画（抜粋） （平成27年3月31日閣議決定）

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1. 食料の安定供給の確保に関する施策

##### (1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」（平成25年法律第70号）の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。また、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

（以下略）

# 【参考】 総合的なTPP関連政策大綱(消費者庁施策関係部分抜粋)

(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

## Ⅱ TPP関連政策の目標

### 3 分野別施策展開

#### (2) 食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

#### (4) その他

- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。

## Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策

### 3 分野別施策展開

#### (2) 食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等  
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)